

令和2年12月14日

指定管理者の指定について

第121号議案

施設の名称	福井県すいせんの里	
	指定管理者候補者選定結果	1
	指定管理者指定申請書	2

第122号議案

施設の名称	福井県乳製品加工体験等施設	
	指定管理者候補者選定結果	9
	指定管理者指定申請書	10

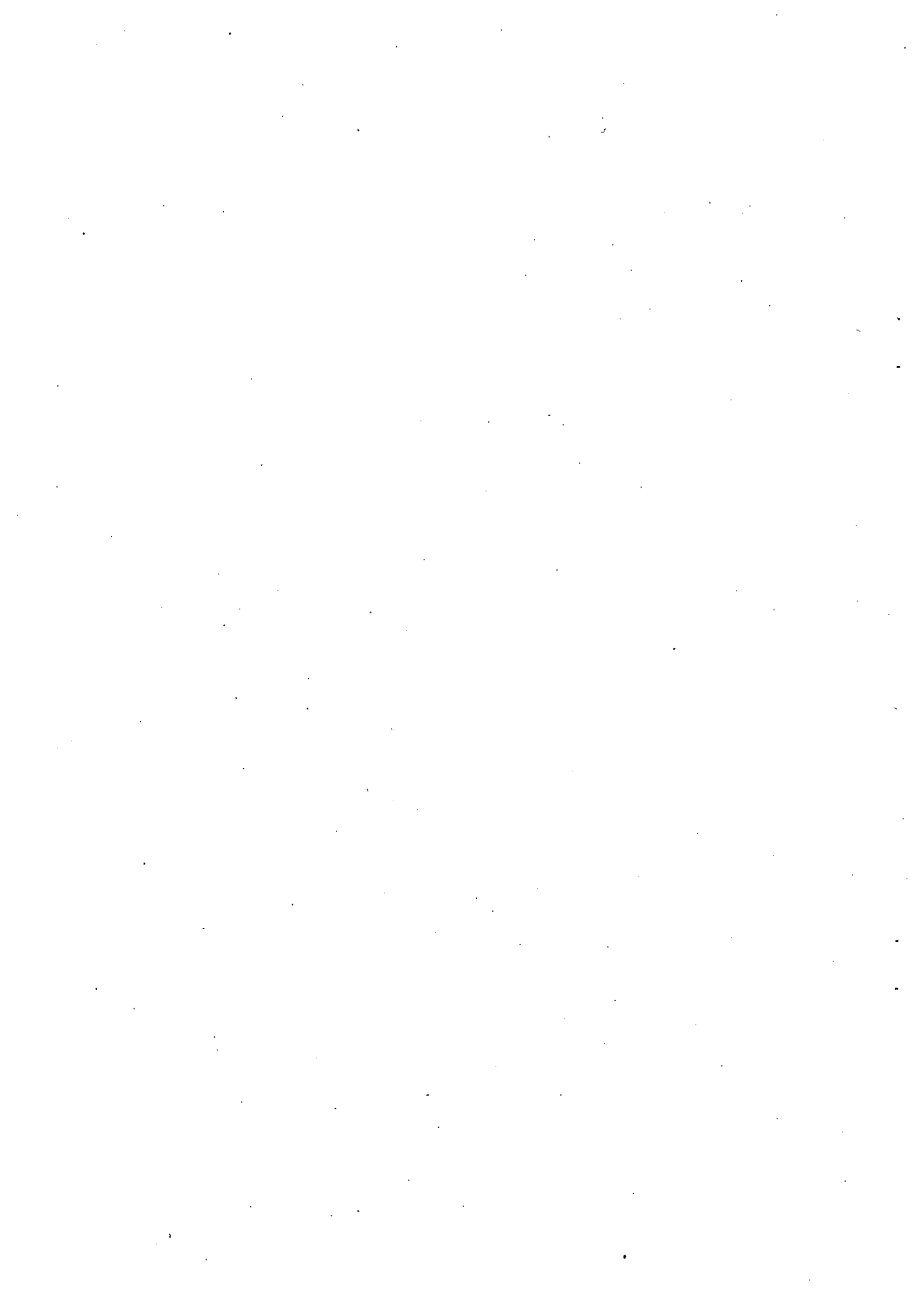
第123号議案

施設の名称	小浜漁港指定管理施設	
	指定管理者候補者選定結果	19
	指定管理者指定申請書	21

第124号議案

施設の名称	福井県もりの学園	
	指定管理者候補者選定結果	30
	指定管理者指定申請書	31

農 林 水 産 部



「福井県すいせんの里」の指定管理者候補者の選定について

福井県すいせんの里の指定管理者の指定について、指定管理者候補者を次のとおり選定いたしました。

- 1 団体名 越前町
- 2 所在地 丹生郡越前町西田中第13号5番地1
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 選定理由

越前町は、福井県すいせんの里の近隣に自らの施設を整備し、「越前岬水仙ランド」としてそれらを一体的に運営することにより、効果的、効率的な管理運営を行っています。また、一体的な管理運営を通じて地域の振興や観光資源の活用が図られ、各々の施設の効用が最大限に発揮されており、当該団体に管理を行わせる必要があると認められます。

以上の理由から、公募によらず当該団体を福井県すいせんの里の指定管理者候補者に選定します。

5 申請団体

1 団体

丹生郡越前町西田中第13号5番地1 越前町 町長 内藤 俊三

- 6 その他 今後、県議会に指定管理者指定の議案を提案します。
県議会の議決を得た後、正式に指定管理者に指定されます。



越商第434号
令和2年 8月24日

福井県知事 杉本 達治 様

申請者 福井県丹生郡越前町西田中1345
越前町長 内藤 俊



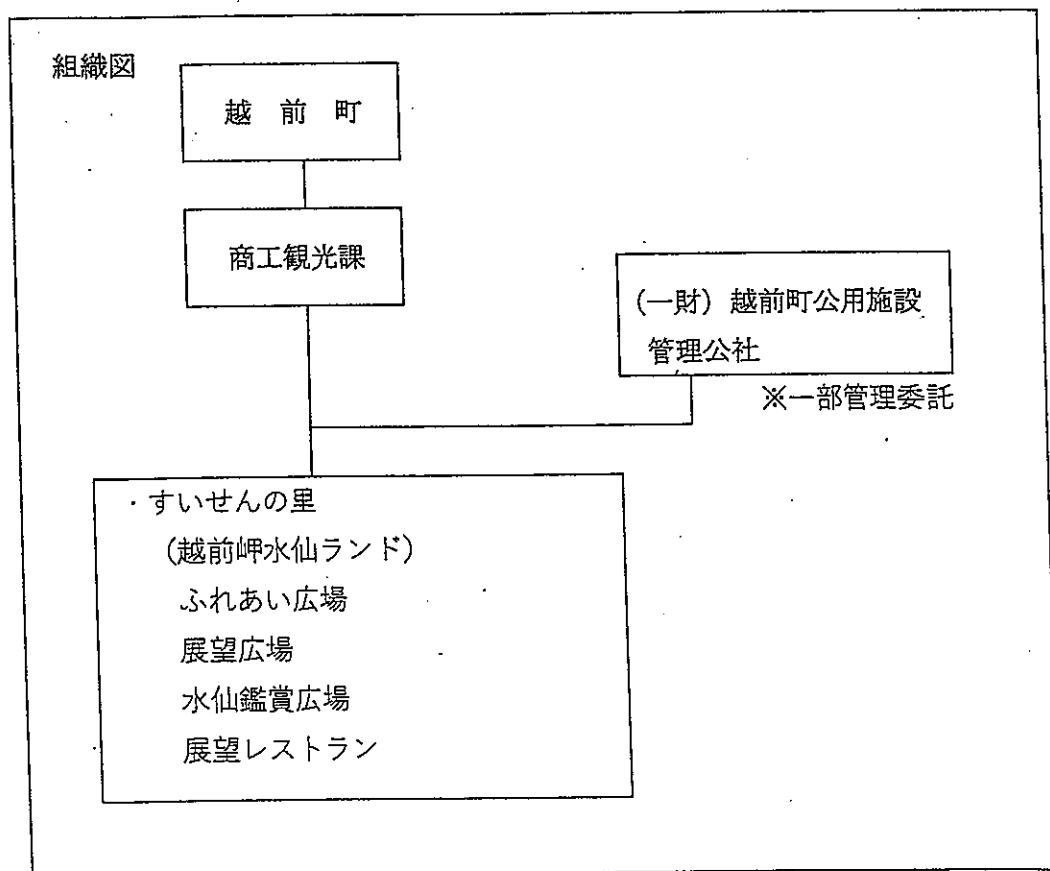
指定管理者指定申請書

福井県すいせんの里の管理に関する業務を行いたいので、福井県すいせんの里の設置および管理に関する条例第4条第2項の規定により、下記の書類を添えて、申請します。

記

- 1 福井県すいせんの里の管理の業務に関する事業計画書
- 2 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表その他財務の状況を明らかにする書類(申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録)
- 4 申請の日の属する事業年度および翌事業年度における事業計画書および収支予算書
- 5 役員の名、住所および略歴を記載した書類
- 6 福井県すいせんの里の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類
- 7 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 8 福井県すいせんの里の設置および管理に関する条例第5条各号に掲げる指定の基準に適合していることを確認するために知事が必要と認める書類

- 1 福井県すいせんの里の管理の業務に関する事業計画書
別紙のとおり
- 2 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類
該当なし
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表その他財務の状況を明らかにする書類(申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録)
該当なし
- 4 申請の日の属する事業年度および翌事業年度における事業計画書および収支予算書
別紙のとおり
- 5 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類
該当なし
- 6 福井県すいせんの里の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類



7 現に行っている業務の概要を記載した書類

該当なし

8 福井県すいせんの里の設置および管理に関する条例第5条各号に掲げる指定の基準に適合していることを確認するために知事が必要と認める書類

該当なし

別紙様式 2

福井県すいせんの里の管理の業務に関する事業計画書

1 団体の概要

団体の種別	財団法人 社団法人 株式会社 有限会社 NPO 法人 <u>その他</u> (地方自治体)			
団体名	越前町			
所在地	福井県丹生郡越前町西田中 1 3 - 5 - 1			
代表者名	越前町長 内藤 俊三			
電話番号	0 7 7 8 - 3 4 - 1 2 3 4			
FAX 番号	0 7 7 8 - 3 4 - 1 2 3 6			
メールアドレス	syokou@town.echizen.lg.jp			
設立年月日	平成 1 7 年 2 月 1 日			
資本金 (基本財産)				
従業員数	令和 2 年 4 月 1 日現在		2 5 8 人	
主な事業内容 (必要に応じ別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の使用許可の受付・伝達 ・ 施設の維持管理 ・ 施設の清掃、除草 ・ 施設の植物の保護、育成 ・ 施設利用の P R 			
同種の施設の管理運営業務の実績 (必要に応じ別紙)	名称	所在地	業務内容	運営期間
提携団体名	(複数の団体により構成されたグループにより申請する場合に記入すること)			

※「団体の種別」は、該当するものを○で囲んでください。

※「同種の施設の管理運営業務の実績」には、〇〇〇〇館の類似施設の管理運営実績を記入してください。

2 管理運営基本方針

福井県すいせんの里の管理運営を行うにあたっての基本方針

県が整備した「福井県すいせんの里」は、町が整備した施設と合わせて「越前岬水仙ランド」として管理運営を実施してきた。県や町を代表する花である越前水仙の P R 施設として、また恵まれた自然環境を活かして多くの利用者に親しまれる施設として整備を図る。さらに当施設を水仙栽培技術や生産意欲の向上促進施設として位置づけ、水仙栽培の振興を図る。

3 管理運營業務計画

(1) 利用者へのサービス向上についての取組み

- ・利用者の誘導案内を適切にする。

(2) 施設の利用促進についての取組み

- ・水仙栽培後継者育成のための研修施設としての機能強化を図る。
- ・越前岬水仙ランドの特性を生かしながら、多彩なイベントを開催し、集客を図る。
(上岬地区を良くする会、(一社)越前町観光連盟とタイアップ)
- ・インターネット・新聞・雑誌等において積極的に広告・宣伝する。
※越前町ビューティフル3セット観光プロジェクト協議会(区長、各種団体、地元住民等で組織)平成25年7月設置

(3) 施設の維持管理についての取組み

- ・水仙の館内の清掃・点検(夜間管理業務は委託)
- ・敷地内の景観整備及び園内道路沿いの雑木等の除去作業
- ・敷地内法面(未植生箇所)への水仙球根の植込み作業
- ・修繕等については、その都度協議

(4) 利用料金収入の確保、経費削減についての取組み

- ・施設が広域のため、植物の管理や除草等に経費がかさむが、極力削減するように努める。

(5) 利用者の要望等の把握および対応についての取組み

- ・アンケートを実施し、その結果を基にして利用者のニーズに合った施設として整備できるよう体制づくりを進める。

(6) 目標管理による業務の効果測定についての取組み

- ・年間の利用目標を定め、業務の効果測定に努める。

(7) その他

ア すいせんの里の指定管理者を希望する理由

- ・越前海岸に群生する越前水仙は福井県花でもあり、すいせんの里の所在地である越前町が管理を受託することで、両者が一体となり、有効的なPRができる。
- ・また、本町の管理している施設と合わせて維持管理することで、経費削減が図られ、水仙の栽培知識も豊富であるため最適である。
- ・「越前岬水仙ランド」は本町における重要な観光拠点施設となっている。

イ 外部委託の方針等

- ・観光施設の管理運営については、町の条例に基づき（一財）越前町公共施設管理公社と協定を締結している。

ウ 緊急時の対応

- ・施設の防犯、防火に万全を期するため、警備保障システムを導入する。
- ・定期的に施設巡回を実施し、危険と思われる箇所については、施設責任者から越前町役場商工観光課への報告を義務づける。
- ・緊急時には（一財）越前町公共施設管理公社、越前町役場商工観光課にて現場確認後、速やかに県に連絡する。

エ 個人情報の取扱いについての考え方

- ・越前町個人情報保護条例により情報管理を徹底する。

オ 地域および関係機関との連携

- ・県、丹南農林総合事務所、水仙栽培農家、農業協同組合

カ 自主事業その他の提案

- ・越前町ビューティフル3セット観光プロジェクト協議会の提案のもと、越前岬水仙ランドの再整備を行う。

キ 現に従事している職員の雇用についての提案

特になし

4 組織および運営体制

(1) 管理の業務を行う組織

別紙のとおり

(2) 人員配置、業務内容および勤務体制等

- ・組織・・・越前岬水仙ランド職員
 - (一財)越前町公共施設管理公社職員 1名
 - 嘱託 1名
- ・業務内容・・・施設の維持管理・清掃、水仙その他植物の生育
- ・勤務体制・・・福井県すいせんの里の管理運営に関する規則に準ずる。
4週8休制
- ・防火管理者・・・

(3) 職員研修および人材育成方針

- ・日常業務での知識の習得に加え、水仙栽培についての知識をさらに向上させるため、研修会等を実施する。

5 令和3～7年度までの収支計画

収 入 (単位：千円)

項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	合 計	備考
使用料等収入	0	0	0	0	0	0	
入居団体負担金	0	0	0	0	0	0	
その他の収入	0	0	0	0	0	0	
計 (A)	0	0	0	0	0	0	

支 出 (単位：千円)

項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	合 計	備考
人件費							
消耗品費							
印刷製本費							
光熱水費							
修繕費							
委託料(外部委託)							
使用料・賃借料	4,287	4,287	4,287	4,287	4,287	21,435	
その他の支出	16,625	16,625	16,625	16,625	16,625	83,125	
計 (B)	20,912	20,912	20,912	20,912	20,912	104,550	

差引 (A) - (B)	△20,912	△20,912	△20,912	△20,912	△20,912	△104,550	
--------------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	--

積算根拠を備考欄または別紙に記載してください。

消費税および地方消費税を含めた金額を記載してください。

「福井県乳製品加工体験等施設」の指定管理者候補の選定について

福井県乳製品加工体験等施設の指定管理者の指定について、指定管理者候補を次のとおり選定いたしました。

1 団体名 大野市

2 所在地 大野市天神町1-1

3 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 選定理由

大野市は、福井県乳製品加工体験等施設の近隣に自らの施設を複数整備し、それらを一体的に運営することにより、効果的、効率的な管理運営を行っている。福井県乳製品加工体験等施設についてもそれら施設と一体的に運営することにより施設の効用が最大限に発揮され、ひいては六呂師高原の振興や観光資源化が図られることになる。よって、福井県乳製品加工体験等施設の指定管理者は公募によらず大野市に選定する。

5 申請団体

1 団体

大野市天神町1-1 大野市 市長 石山 志保

6 今後、県議会に指定管理者指定の議案を提案します。

県議会の議決を得た後、正式に指定管理者に指定されます。

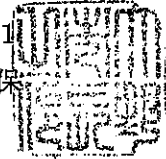


様式1号 (第2条関係)

農 第 2321 号
令和2年10月9日

福井県知事 様

申請者 大野市天神町1-1
大野市長 石山志保



指定管理者指定申請書

福井県乳製品加工体験等施設の管理に関する業務を行いたいので、福井県乳製品加工体験等施設の設置および管理に関する条例第5条第2項の規定により、下記の書類を添えて、申請します。

記

- 1 福井県乳製品加工体験等施設の管理の業務に関する事業計画書
- 2 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表その他財務の状況を明らかにする書類(申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録)
- 4 申請の日の属する事業年度および翌事業年度における事業計画書および収支予算書
- 5 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類
- 6 福井県乳製品加工体験等施設の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類
- 7 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 8 福井県乳製品加工体験等施設の設置および管理に関する条例第6条各号に掲げる指定の基準に適合していることを確認するために知事が必要と認める書類

- 1 福井県乳製品加工体験等施設の管理の業務に関する事業計画書
別紙様式のとおり
- 2 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類
該当なし
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表その他財務の状況を明らかにする書類(申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録)
該当なし
- 4 申請の日の属する事業年度および翌事業年度における事業計画書および収支予算書

乳製品加工体験等施設の収支予算書(令和2年度見込み)

(1) 歳入の部

科目	予算額(千円)
使用料(加工体験室)	1,694
負担金(入居団体負担金)	2,316
一般財源	4,253

(2) 歳出の部

科目	予算額(千円)
一般財源	8,263
農林水産業費	
農業費	
畜産費	
乳製品加工体験等施設管理運営経費	8,263

乳製品加工体験等施設の収支予算書（令和3年度予定）

(1) 歳入の部

科目	予算額（千円）
使用料（加工体験室）	1, 6 9 4
負担金（入居団体負担金）	2, 3 1 6
一般財源	4, 4 5 4

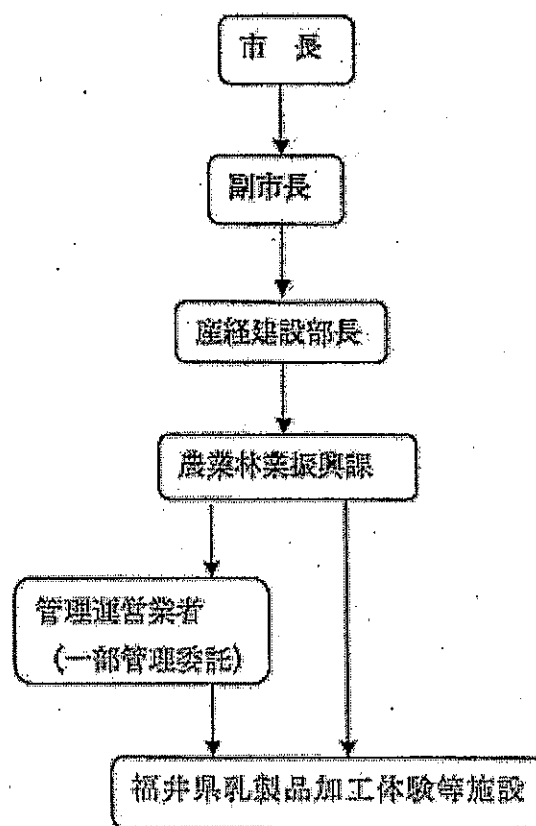
(2) 歳出の部

科目	予算額（千円）
一般財源	8, 4 6 4
農林水産業費	
農業費	
畜産費	
乳製品加工体験等施設管理運営経費	8, 4 6 4

5 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類

該当なし

6 福井県乳製品加工体験等施設の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類



7 現に行っている業務の概要を記載した書類

該当なし

8 福井県乳製品加工体験等施設の設置および管理に関する条例第6条各号に掲げる指定の基準に適合していることを確認するために知事が必要と認める書類

該当なし

別紙様式

福井県乳製品加工体験等施設の管理の業務に関する事業計画書

1 団体の概要

団体の種別	財団法人 社団法人 株式会社 有限会社 NPO 法人 <u>その他</u> (地方自治体)			
団体名	大野市			
所在地	福井県大野市天神町1-1			
代表者名	大野市長 石山 志保			
電話番号	0779-66-1111			
FAX 番号	0779-65-1424			
メールアドレス	norin@city.fukui-ono.lg.jp			
設立年月日	平成17年11月7日			
資本金 (基本財産)				
従業員数	令和2年9月30日現在			383人
主な事業内容 (必要に応じ別紙)				
同種の施設の管理運営業務の実績 (必要に応じ別紙)	名称	所在地	業務内容	運営期間
提携団体名	(複数の団体により構成されたグループにより申請する場合に記入すること)			

※「団体の種別」は、該当するものを○で囲んでください。

※「同種の施設の管理運営業務の実績」には、○○○○館の類似施設の管理運営実績を記入してください。

2 管理運営基本方針

福井県乳製品加工体験等施設の管理運営を行うにあたっての基本方針

- ・乳製品の加工体験学習の実施や乳製品の提供を通して、県民の畜産に対する理解を深める。

3 管理運營業務計画

(1) 利用者へのサービス向上についての取組み

- ・インターネットによる施設、イベント情報等の提供（随時）
- ・電子マネー対応（随時）

(2) 施設の利用促進についての取組み

- ・学校の野外活動等の実施による本施設の利用を促進するため、パンフレットの配布に努める。
- ・六呂師地区の拠点施設と位置付け、周辺施設とのタイアップや、まちなか観光との連携プランの作成。
- ・地場産業展示室の利用については、消費者のニーズに合わせた乳製品メニューを中心に提供し、利用者の増加を図る。

(3) 施設の維持管理についての取組み

- ・施設の清掃点検等に努めるとともに、施設周辺の美化に努める。
- ・備品や設備点検等を通して、更新や修繕の必要箇所について都度協議し、対応することで施設利用者、来館者等が安心安全に利用できるよう努める。

(4) 利用料金収入の確保、経費削減についての取組み

- ・加工体験のPRを図り、利用者の増加に努める。
- ・運営の見直しと合理化を図り、経費の削減に努める。
- ・地場産業展示室の有効利用（飲食部門）を図り、利用料金収入の確保に努める。

(5) 利用者の要望等の把握および対応についての取組み

- ・アンケートを実施し、利用者のニーズを把握し、適宜対応する。

(6) 目標管理による業務の効果測定についての取組み

- ・年間の利用目標を定め、効果の測定に努める。

(7) その他

ア 福井県乳製品加工体験等施設の指定管理者を希望する理由

- ・同施設が設置されている六呂師は奥越高原牧場、自然保護センター、青少年自然の家などが点在し、大野市の代表的な観光地となっている。そのなかで、同施設は乳製品の加工体験等を通じ、地域のPRや活性化を図る拠点移設として位置付けている。

イ 外部委託の方針等

○外部委託を予定する業務

- ・乳製品加工体験学習に関すること
- ・乳製品に関する資料の保管および展示に関すること

○委託先の選定方法

- ・上記業務について適正に実施できる団体（市独自で福井県乳製品加工体験等施設「ミルク工房」施設運営管理者募集要項を制定し、運営管理を公募する）

ウ 緊急時の対応

- ・災害緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保に的確に対応する）
- ・施設利用者、来館者等の急な病気、怪我等に対応できるよう、近隣の医療機関と連携し対応する。

エ 個人情報取扱いについての考え方

- ・大野市個人情報保護条例に基づいた適正な管理を実施する。

オ 地域および関係機関との連携

- ・温泉施設うらら館、白山やまぶどうワインなど近隣施設との連携
- ・畜産農家、地元野菜生産グループおよび奥越高原牧場など県機関との連携

カ 自主事業その他の提案

- ・地場産業展示室の有効利用を図り、乳製品や地場産野菜を提供する。

キ 現に従事している職員の雇用についての提案

- ・当該施設は、管理運営を業者に委託しているため、職員を専従して雇用していない。今後も、専従として職員は雇用せず、公募等により管理運営業者に施設の運営を委託していきたい。

4 組織および運営体制

(1) 管理の業務を行う組織

別添（指定管理者申請書 第6項）参照

(2) 人員配置、業務内容および勤務体制等

- ・組織・・・管理運営業者
- ・業務内容・・・施設の維持管理・清掃、施設周辺の草刈
乳製品の加工体験業務に関する業務等
- ・勤務体制・・・福井県乳製品加工体験等施設の設置および管理に関する条例に準ずる。
- ・防火管理者・・・管理運営業者

(3) 職員研修および人材育成方針

- ・体験学習の実施業務のほかに産業、観光情報を提供できるよう自主的な情報収集に努める。

る。

- ・管理委託先に人材育成研修等に参加させ、人材育成、接客等の向上を図る。

5 令和3～7年度までの収支計画

収 入

(単位：千円)

項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	合 計	備考
使用料等収入	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694	8,470	
入居団体負担金	2,316	2,316	2,316	2,316	2,316	11,580	
一般財源	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	22,270	
計 (A)	8,464	8,464	8,464	8,464	8,464	42,320	

支 出

(単位：千円)

項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	合 計	備考
人件費	0	0	0	0	0	0	
消耗品費	60	60	60	60	60	300	
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	
光熱水費	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880	14,400	
修繕費	400	400	400	400	400	2,000	
委託料(外部委託)	3,225	3,225	3,225	3,225	3,225	16,125	
使用料・賃借料	921	921	921	921	921	4,605	
通信運搬費	180	180	180	180	180	900	
手数料	129	129	129	129	129	645	
燃料費	405	405	405	405	405	2,025	
原材料費	30	30	30	30	30	150	
備品購入費	30	30	30	30	30	150	
感染症対策費	200	200	200	200	200	1,000	
その他の支出	4	4	4	4	4	20	
計 (B)	8,464	8,464	8,464	8,464	8,464	42,320	

利用料金制の場合①を選択

差引 (A) - (B)	0	0	0	0	0	0	
--------------	---	---	---	---	---	---	--

この金額が、福井県が指定管理者に支払う委託料（消費税および地方消費税額を含む）となります（募集要項で定められた上限額を超えないこと）。

利用料金制の場合②を選択

差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0	0	
--------------	---	---	---	---	---	---	--

この金額が、福井県が指定管理者に納付する基準額（消費税および地方消費税額を含む）となります（募集要項で定められた下限額を下回らないこと）。

※積算根拠を備考欄または別紙に記載してください。

※消費税および地方消費税を含めた金額を記載してください。

「小浜漁港指定管理施設」の指定管理者候補者の選定について

小浜漁港指定管理施設の指定管理者の申請の募集について、小浜漁港指定管理施設の指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者候補者を次のとおり選定いたしました。

- 1 団体名 株式会社イワタ
- 2 所在地 福井県小浜市小浜多賀98番地3
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 選定理由

当該団体は、小浜漁港指定管理施設の指定管理者選定委員会の審査において、福井県漁港管理条例で定める指定の基準に適合しているものとして評価されました。

特に、15年に渡り小浜漁港指定管理施設を安定的に運営しており料金収入を確保しているなどが評価され、小浜漁港指定管理施設の設置目的を効率的に達成することができ、指定管理者としてふさわしいと認められるため、当該団体を指定管理者候補者に選定します。

5 申請団体数

1 団体

福井県小浜市小浜多賀98番地3

株式会社イワタ 代表取締役 岩田克彦

6 選定委員会での審査結果

① 選定委員会委員

豊田 裕昭	小浜海上保安署長
中嶋 雄三	小浜ヤンマー株式会社 代表取締役社長
藤原 秀美	若狭路女将の会わかさ会 会長
吉田 真奈美	吉田労務・会計合同事務所 取締役
石田 敏一	福井県農林水産部水産課長

② 審査結果

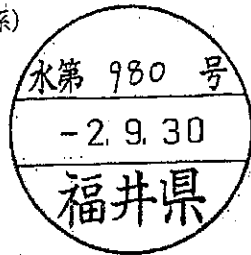
審査基準	配点	申請団体名
		株式会社 イワタ
1 県民の平等利用の確保	適/不適	適
2 施設の効用の発揮 ・設置目的と事業内容との適合性 ・サービス向上のための取組内容 ・利用促進のための取組内容 ・利用料金の設定に関する提案 ・利用者の意見の反映、業務改善 ・新たな企画提案の有無、内容 ・提案した計画の内容の妥当性、実現可能性	150	122
3 管理の経費の縮減 ・管理運営にかかる県の歳入額 ・提案した提示額の妥当性、実現可能性	150	150
※団体の申請額（5年間）	下限額 20,440千円	20,440千円
4 管理を安定して行う能力 ・人的能力（管理運営組織、人員配置等）の内容 ・物的能力（収支計画、資金調達、危機管理等）の内容 ・申請者の実績 ・申請者の安定性、信頼性 ・業務全般に対する取組み姿勢 ・提案した内容の妥当性、実現可能性	200	175
総合得点（満点500）	500	447

※ 点数は5名の選定委員の採点の合計点

③ 講評

- 審査基準1については、県民の平等利用が確保されると評価された。
- 審査基準2については、小浜漁港指定管理施設の設置目的や業務に沿い、管理運営業務仕様書の内容を踏まえた計画であることが評価された。
- 審査基準3については、募集要項に定めた県への納付額の下限を下回ることなく、
適当であると評価された。
- 審査基準4については、小浜漁港指定管理施設の現在の指定管理者としてこれまでの実績や、今後も安定した運営が期待できることが評価された。
- 以上を総合的に評価した結果、株式会社イワタは、指定管理者としての能力を十分有しており、指定管理者の指定の基準を満たしているものと評価された。

様式第28号 (第9条関係)



令和2年 9月30日

福井県知事 杉本 達治 殿

申請者

福井県小浜市小浜漁港98-3
株式会社
代表取締役 田中 彦



指定管理者指定申請書

小浜漁港の指定管理施設の管理に関する業務を行いたいので、福井県漁港管理条例第21条第2項の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 小浜漁港の指定管理施設の管理の業務に関する事業計画書
- 2 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表その他財務の状況を明らかにする書類（申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録）
- 4 申請の日の属する事業年度および翌事業年度における事業計画書および収支予算書
- 5 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類
- 6 小浜漁港の指定管理施設の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類
- 7 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 8 福井県漁港管理条例第22条各号に掲げる基準に適合していることを確認するために知事が必要と認める書類

別紙様式 2

福井県小浜漁港指定管理施設の管理の業務に関する事業計画書

1 団体の概要

団体の種別	財団法人 社団法人 <input checked="" type="radio"/> 株式会社 有限会社 NPO 法人 その他 ()			
団体名	株式会社 イワタ			
所在地	福井県小浜市小浜多賀 98-3			
代表者名	岩田 克彦			
電話番号	0770-52-1778			
FAX 番号	0770-52-5022			
メールアドレス	[REDACTED]			
設立年月日	昭和 39 年 3 月			
資本金 (基本財産)	4,000 万円			
従業員数	令和 2 年 9 月 30 日現在 [REDACTED]			
主な事業内容 (必要に応じ別紙)	福井県知事認可特定建設業 (土木、しゅんせつ、とび・土工、鋼構造物) 内航運送業			
同種の施設の管理運営業務の実績 (必要に応じ別紙)	名称	所在地	業務内容	運営期間
	福井県小浜漁港指定管理施設	小浜市	指定管理施設の管理運営業務全般	平成 18 年 4 月 ～ 令和 3 年 3 月
提携団体名	(複数の団体により構成されたグループにより申請する場合に記入すること)			

※「団体の種別」は、該当するものを○で囲んでください。

※「同種の施設の管理運営業務の実績」には、小浜漁港指定管理施設の類似施設の管理運営実績を記入してください。

2 管理運営基本方針

福井県小浜漁港指定管理施設の管理運営を行うにあたっての基本方針

当管理運営業務の実施に当っては、各種関連法規の遵守はもとより、「小浜漁港指定管理施設管理運営業務仕様書」に記された内容を確実に把握し、常に関係行政機関との連絡、打合せを綿密に行い、その都度御当局の適切なお指導を得ながら業務の運営に臨む。

又、運営期間中は漁業関係者や地域住民との良好な協調関係の構築に心掛け、公平な管理運営の下で漁港秩序の維持と周辺地域の環境整備を図りながら運営する事を基本とする。

3 管理運営業務計画

(1) 利用者へのサービス向上についての取組み

【各年度において同様の取組みを行う】

利用者が、当施設を信頼し、安全、安心感を持って利用できる事と、不法係留者と比較したときの不公平感が払拭出来る事がサービス向上に結びつくものと考え、下記の事項を確実に実施しながら運営する。

- 1) 日常の点検巡視業務を確実に実施し、点検の専門的な技術の向上に努める。
- 2) 利用者に対し適切な時期に、適切な情報を確実に伝達できる体制を確立する。
- 3) 普及広報のためのパンフレットを作成し、指定管理施設の利用を呼びかける。

(2) 施設の利用促進についての取組み

【各年度において同様の取組みを行う】

施設には、多くの空き係留スペースが無い事から、積極的な新規利用促進はせず、施設を利用しながら料金未納の船舶所有者に対して督促業務を強化・継続する事により実質的な利用促進を図る。

(3) 施設の維持管理についての取組み

【各年度において同様の取組みを行う】

施設の機能や利用状況及び周辺環境については、日常の巡視業務において点検し、その状態を業務日誌に記録し、常に把握しておく。

又、施設の設備に不具合な点を見受けたり、放置すると将来的に機能上重大な支障をきたすと予測されるような状況の場合は、速やかに県の担当者へ報告しその取扱い方の指示を仰ぐ。

尚、施設周辺の環境美化に心掛け、必要に応じて整理整頓、清掃や除草等を実施し、地域住民との協調に努める

(4) 利用料金収入の確保、経費削減についての取組み

【各年度において同様の取組みを行う】

県の担当者の協力を得ながら、放置船や不法係留船への働きかけを強力に推進し、施設の利用促進を図り、料金収入の増大につなげる。

業務運営上の経費節減については、管理における事務的業務全般のシステム化を図り、不必要な書類作成や不確実な資料の作成などのムダを省く事により達成して行く。

(5) 利用者の要望等の把握および対応についての取組み

利用者に対して定期的なアンケート調査を実施する事により利用者全体の包括的な要望を把握する事を基本とする。

又、日常発生する利用者や関係者からのクレーム情報を貴重な情報ととらえ、的確な解析を行い、改善の余地のある事項についてはその都度業務管理システムを見直すことにより日常の業務へのフィードバックを図って行く。

尚、その時点で改善の困難な情報についても収集保管し、将来の業務改革に反映させる。

(6) 目標管理による業務の効果測定についての取組み

毎年、事業実施計画作成時に納入額及び納入船舶数の数値目標を設定し、年次報告次に数値目標に対する業務の効果測定を行う。

(7) その他

ア 小浜漁港指定管理施設の指定管理者を希望する理由

当社は小浜漁港を基地とする作業船舶を保有し、永年、小浜漁港を利用させていただき、地元関係者とも良好な協調関係のもとに今日に至っております。

今般、指定施設管理者の指定の申請をする機会を得たことは、永年にわたり惜しみない協力や指導を頂いた地域において、漁港機能の保全や地域環境整備などを通じて、地域発展に微力ながら寄与できる、当社にとって最良の機会と考え、管理者の指定を希望するものであります。

イ 外部委託の方針等

現在、外部委託の計画なし。

ウ 緊急時の対応

平時は、日常の点検巡視を確実に実施するとともに、施設設備の不具合や、船舶の係留状況に異常を認めた場合には利用者や関係者へ速やかに連絡し、迅速に対策を実施する事により災害発生を防止する。

台風接近や異常気象時においては事前に特別巡視を実施して各関係者へ正確な情報を提供する。

事故や災害が発生した場合には、当社が別に定める緊急時の体制の中に取り込み全社的に対応する。

エ 個人情報の取扱いについての考え方

施設管理業務の実施のために知り得た利用者の個人情報は「福井県個人情報保護条例」にもとづき、担当者による業務遂行のためにのみ利用し、何人に対しても、如何なる理由によっても他に開示しないことを基本とする。

オ 地域および関係機関との連携

漁港施設は地域住民相互の利害が混在する場所である事を深く認識し、地域漁業者の既得権益を侵害することなく、且つ、指定管理施設が十分機能するよう関係者相互の連携を深めながら業務を運営する。

特に、関係者相互で決定した事項については確実に守る事を原点に運営する。

又、当業務が漁港施設内であることより、福井県、小浜市及び海上保安庁等の行政機関との打合せ連絡を確実にを行い、指定管理施設管理者としての信頼確保に努める。

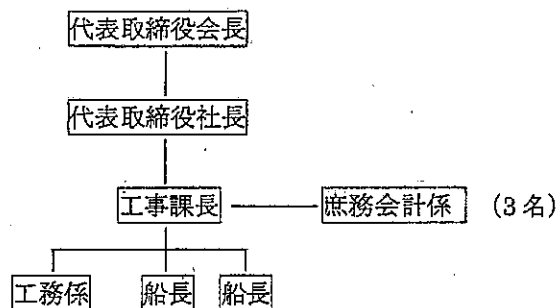
カ 自主事業その他の提案

適正な管理業務を誠実に継続実施し、常に業績向上を図ることにより将来公設民営のマリーナ建設のための社会的環境作りに寄与したいと考えます。

4 組織および運営体制

(1) 管理の業務を行う組織

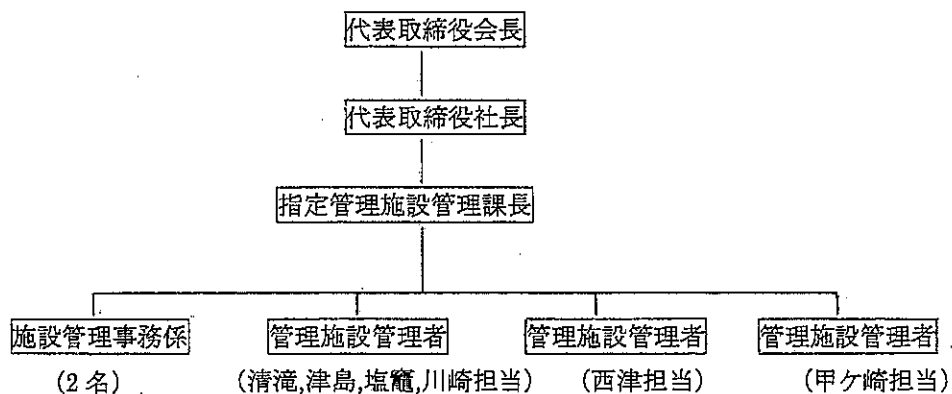
組織



特徴

当社は海洋土木を主とした、福井県知事認可の建設業者であり、以前から今回の指定管理施設の維持補修に携わってきました。又、昭和39年創業以来地域関係者の方々との連携も良好なうちに推移している。

(2) 人員配置、業務内容および勤務体制等



各管理施設管理者は工務係（3名）が非常時のみ、これを担当する。
管理業務に従事する全ての職員は当社直備社員であり当社規定の就業規則の拘束下にある。

(3) 職員研修および人材育成方針

「指定管理施設管理運営業務仕様書」をはじめ、関連法規の抜粋版及び利用者や関係者からのクレーム情報などを教材として、定期的な指導教育の場を設け、繰返し教育する事により、日常業務のマンネリ化を防止する。

又、業務上使用する書式などを標準化し、常に新しい情報の水平展開が容易に出来るシステムを構築して業務に臨む。

5 令和3～7年度までの収支計画

収 入

(単位：千円)

項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
使用料等収入	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	
貯金利息	1	1	1	1	1	
計 (A)	9,022	9,022	9,022	9,022	9,022	

支 出

(単位：千円)

項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
人件費	3,540	3,540	3,540	3,540	3,540	巡視員,事務員
消耗品費	44	44	44	44	44	事務用品
印刷製本費	66	66	66	66	66	広報パンフ、許可証他
光熱水費	73	73	73	73	73	照明灯電気代等
修繕費	22	22	22	22	22	
委託料 (外部委託)						
使用料・賃借料	330	330	330	330	330	事務所経費
保険料	230	230	230	230	230	
通信交通費	220	220	220	220	220	船舶使用料
	88	88	88	88	88	巡視車経費
	99	99	99	99	99	通信費
その他の支出	77	77	77	77	77	潜水点検他
	30	30	30	30	30	印紙代
	22	22	22	22	22	物品購入
	55	55	55	55	55	除草等費用
	38	38	38	38	38	諸雑費
計 (B)	4,934	4,934	4,934	4,934	4,934	

差引 (A) - (B)	4,088	4,088	4,088	4,088	4,088	
--------------	-------	-------	-------	-------	-------	--

➡ この金額が、指定管理者が福井県に納付する還付金（消費税及び地方消費税額を含む）となります

※消費税および地方消費税を含めた金額。

積算根拠（※消費税及び地方消費税を含めた金額。）

収入の部

- 1) 利用料金収入予測額（利用料金単価は現行通りとする。）
令和元年度の収入実績から収入見込額を 9,022 千円/年とする。
- 2) 施設の利用船舶数
令和元年度の利用実績が 97 隻であった事を勘案し
年間 100 隻を見込むものとする。

支出の部

- 1) 人件費
指定施設日常点検巡視業務従事者（年間最低 40 回以上の巡視を行う。）
180,000 円/月 × 12 ヶ月 = 2,160,000 円
管理業務事務処理従事者 115,000 円/月 × 12 ヶ月 = 1,380,000 円
計 3,540,000 円（不課税）
- 2) 消耗品費
事務用品：コピー、葉書、封筒、筆記用具等 1 式 44,000 円
- 3) 印刷製本費
広報パンフレット、許可証等一式 66,000 円
- 4) 光熱水費
照明灯電気代等 6,050 円/月 × 12 ヶ月 = 73,000 円
- 5) 修繕費
係船・係留施設等修繕費一式（指定管理者負担分） 22,000 円
- 6) 使用料・貸借料
事務所賃料（光熱水費含む）：16,500 円/月 × 12 ヶ月 = 198,000 円
事務機器使用料： 11,000 円/月 × 12 ヶ月 = 132,000 円
計 330,000 円
- 7) 保険料
施設所有（管理）者賠償責任保険加入保険料 230,000 円
- 8) 通信交通費
船舶使用料 11,000 円/日 × 20 日 = 220,000 円
巡視車経費 44,000 円/月 × 2 ヶ月 = 88,000 円

通信費（郵送代） 660 円/人 × 100 人 = 66,000 円
（特殊郵送代） 2,200 円/人 × 10 人 = 22,000 円
（法的措置費用の内、郵便切手による支払分）
2,000 円/人 × 5 人 = 11,000 円
計 99,000 円

9) その他支出

潜水士による係留アンカー点検 38,500 円/日×2 日=77,000 円

収入印紙代 (領収書用) 1 式 10,000 円
(法的措置費用の内、収入印紙による支払分)
2,000 円/人×10 人=20,000 円
計 30,000 円 (不課税)

物品購入 (係留ロープ等係船具他) 1 式 22,000 円

除草等費用 1 式 55,000 円

「福井県もりの学園」の指定管理者候補者の選定について

福井県もりの学園の指定管理者について、指定管理者候補者を次のとおり選定いたしました。

- 1 団体名 越前町
- 2 所在地 丹生郡越前町西田中第13号5番地1
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 選定理由

越前町は、福井県もりの学園の近隣に自らの施設を整備し、「悠久ロマンの杜」としてこれらを一体的に運営することにより、効果的・効率的な管理運営を行っているとともに、一体的な管理運営を通じて地域の振興や観光資源化が図られ、各々の施設の効用が最大限に発揮されており、当該団体に管理を行わせることが適切であると認められることから、公募によらず、当該団体を指定管理者候補者に選定します。

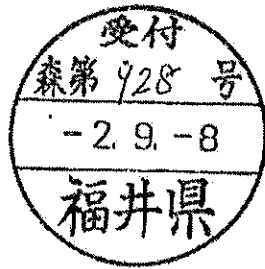
5 申請団体

1 団体

丹生郡越前町西田中第13号5番地1 越前町 町長 内藤 俊三



様式第1号(第2条関係)



越農第543号
令和2年9月4日

福井県知事 様

申請者 住所 丹生郡越前町西田中13

氏名 越前町長 内藤 俊



指定管理者指定申請書

福井県もりの学園の管理に関する業務を行いたいので、福井県もりの学園の設置および管理に関する条例第4条第2項の規定により、下記の書類を添えて、申請します。

記

- 1 福井県もりの学園の管理の業務に関する事業計画書
- 2 申請の日の属する事業年度の収支予算書

福井県もりの学園の管理業務に関する事業計画書

1 団体の概要

団体の種別	<input checked="" type="radio"/> 財団法人 <input type="radio"/> 社団法人 <input type="radio"/> 株式会社 <input type="radio"/> 有限会社 <input type="radio"/> NPO 法人 <input checked="" type="radio"/> その他 (<input type="radio"/> 地方自治体)			
団体名	越前町			
所在地	福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1			
代表者名	越前町長 内藤 俊三			
電話番号	0778-34-8704			
FAX 番号	0778-34-1236			
メールアドレス	nourin@town.echizen.lg.jp			
職員数	令和2年4月1日現在 13人(農林水産課)			
主な事業内容	地方行政			
同種の施設の管理運営業務の実績	名称	所在地	業務内容	運営期間
	該当なし			
提携団体名	なし			

※「団体の種別」は、該当するものを○で囲んでください。

※「同種の施設の管理運営業務の実績」には、福井県もりの学園の類似施設の管理運営実績を記入してください。

2 管理運営基本方針

- ・丹南地区の林業・木材産業の普及施設として、各種情報の提供を行う。
- ・隣接する本町の施設「悠久ロマンの杜」と一体的な管理を行い、効率的・効果的な運営を図る。

3 管理運営業務計画

(1) 利用者へのサービス向上についての取組み

- ・インターネットを活用した施設紹介を行う。
- ・利用者に対するアンケートを実施する。

(2) 施設の利用促進についての取組み

- ・インターネットを活用した施設紹介を行う。
- ・施設のPRを兼ね、町民の生涯学習の一環としての涼風コンサートを実施する。
- ・「悠久ロマンの杜」における各種イベントの開催に合わせ、施設を紹介する。

(3) 施設の維持管理についての取組み

- ・施設(設備含む)の機能と環境を良好に維持するため、日常点検を強化する。
- ・「悠久ロマンの杜」と一体的な維持管理を行う。なお、管理業務の一部については、第三者に委託予定の当該施設の管理者に委託を行う。

(4) 経費削減についての取組み

- ・「悠久ロマンの杜」と一体的な維持管理を行い、人件費の削減を行う。

(5) 利用者の要望等の把握および対応についての取組み

- ・定期的にアンケートを実施し、利用者のニーズを把握し、適宜対応していく。

(6) 目標管理による業務の効果測定についての取組み

- ・数値目標管理による業務の効果測定および評価を行う。

(7) その他

ア 福井県もりの学園の指定管理者を希望する理由

- ・本町が所有する「悠久ロマンの杜」内の他施設との一体的な維持管理・運営を行うことで、地域の振興や観光資源化、各施設の効果をも最大限に発揮することが可能であり、また、「もりの学園」を本町および丹南地区の林業に関する体験活動の拠点活動として位置付けていることから、指定管理者を希望する。

イ 外部委託の方針等(別紙)

- ・本町の施設である「悠久ロマンの杜」について、その維持管理業務を外部に委託予定であり、施設の効果的な維持管理・運営、人件費削減などの観点から、「もりの学園」の清掃業務等、管理業務の一部を「悠久ロマンの杜」の管理者に委託する予定である。

※別紙1「外部委託方針(案)」参照

ウ 緊急時の対応

- ・施設の防犯、防火および防災に万全を期すため、機械警備システムを導入し、24時間体制で警備を行う。
- ・施設利用者に備品等の利用方法を説明し、事故防止に努める。
- ・施設利用中に利用者に事故が発生した場合には、直ちに受託者は、越前町役場(農林水産課)に連絡を行い、その指示を受けるものとする。
- ・施設に火災等が発生した場合には、直ちに関係消防機関に連絡を行い、初期消火等を行う。

エ 個人情報の取扱いについての考え方

- ・越前町個人情報保護条例による情報管理を徹底する。

オ 地域および関係機関との連携

- ・丹南農林総合事務所との情報を共有化する。

カ 自主事業その他の提案

- ・「悠久ロマンの杜」と一体的な体験事業を実施する。
- ・グリーンツーリズム事業とタイアップした事業を実施する。

4 組織および運営体制

(1) 管理の業務を行う組織

- ・別紙2「管理の業務を行う組織」のとおり

(2) 人員配置、業務内容および勤務体制等

- ・管理責任者 越前町長
- ・管理担当者 農林水産課長
- ・現地管理責任者 1名(悠久ロマンの杜管理責任者)
- ・現地管理担当者 1名(悠久ロマンの杜管理担当者)
- ・人件費見込額 0円(悠久ロマンの杜と一体管理を行う)
- ・業務内容 開館日における「もりの学園」の管理
- ・開館時間 午後9時から午後5時まで
- ・休館日 火曜日(国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合には、その日の直後の休日でない日および12月1日から翌年の3月31日まで)

(3) 職員研修および人材育成方針

- ・常駐する担当者の資質向上のため、施設運営及び林業に関する研修を行う。

5 令和3～7年度までの収支計画

収 入

(単位：千円)

項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	合 計	備考
使用料等収入						0	
						0	
						0	
その他の収入						0	
計 (A)	0	0	0	0	0	0	

支 出

(単位：千円)

項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	合 計	備考
人件費	0	0	0	0	0	0	
消耗品費	8	8	8	8	8	40	
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	
光熱水費	462	462	462	462	462	2,310	
修繕費	0	0	0	0	0	0	必要に応じて予算計上
委託料(外部委託)	332	332	332	332	332	1,660	
使用料・賃借料	0	0	0	0	0	0	
通信運搬費	53	53	53	53	53	265	
その他の支出	8	8	8	8	8	40	
計 (B)	863	863	863	863	863	4,315	

別紙1 外部委託方針(案)

業務内容	業務内容の詳細	越前町	外部委託	備考
施設および設備の利用許可およびその他の利用に関する業務	施設等貸出業務	○	○	利用の制限、許可、苦情の報告は町対応 利用の受付、利用にかかる指導・助言、苦情対応は外部委託 緊急時の対応は、町・外部が連携して対応
	普及広報業務	○		
	体験活動開催業務	○	○	事業計画の作成は町対応
	森林・林業情報提供業務	○		
	その他の業務	○		
施設および設備の維持管理業務	基本的事項	○	○	業務日誌の作成・保管は外部委託 修繕(大規模なものを除く)は町対応
	施設保守管理業務	○	○	日常的な保守管理は外部委託
	設備機器の保守管理業務	○	○	日常的な保守管理は外部委託
	設備機器の運転操作および監視業務		○	
	貸出備品等管理業務	○	○	物品の更新は町対応
	清掃業務		○	
	保安警備業務	○		
	その他の業務	○	○	原則、町対応
その他施設の管理運営に必要な業務	維持管理計画の作成	○		
	施設等整備不備による損害賠償	○		
	組織および人員配置	○	○	施設等貸出業務に係る人員配置は外部委託内で対応
	事業実施計画書の作成	○		
	事業報告書の作成	○		
	事業評価業務	○		
	保険への加入	○		
関係機関との連絡調整事務	○			
指定管理期間の前に行う業務	○			

別紙2 管理業務を行う組織

